

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

令和5年4月12日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、「顧客本位の業務運営・金融リテラシー」、「企業開示」等に関する制度を整備

顧客本位の業務運営・金融リテラシー

- 成長の果実が家計に分配されるという「資金の好循環」を実現し、家計の安定的な資産形成を図る観点から、以下の取組を実施

顧客本位の業務運営の確保

- 最終的な受益者たる金融サービスの顧客や年金加入者の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行**すべきである旨の義務を、**金融事業者や企業年金等関係者に対して幅広く規定**
- **顧客属性に応じた説明義務を法定**するとともに、顧客への**情報提供におけるデジタル技術の活用**に関する規定を整備

金融リテラシーの向上

- 資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するため、「**基本方針**」を策定
- 利用者の立場に立って、金融経済教育を広く提供するため、「**金融経済教育推進機構**」を創設
〔業務〕 金融経済教育の教材・コンテンツの作成、
学校や企業等への講座の展開、個人に対する個別相談 等
〔形態〕 認可法人
〔役員〕 理事長(1人)、理事(3人以内)等
〔ガバナンス〕 運営委員会(委員、理事長、理事)を設置、金融庁が認可・監督
(参考) 上記のほか、機構は、資産形成等に係る相談・助言を容易に受けられる環境を整備

企業開示

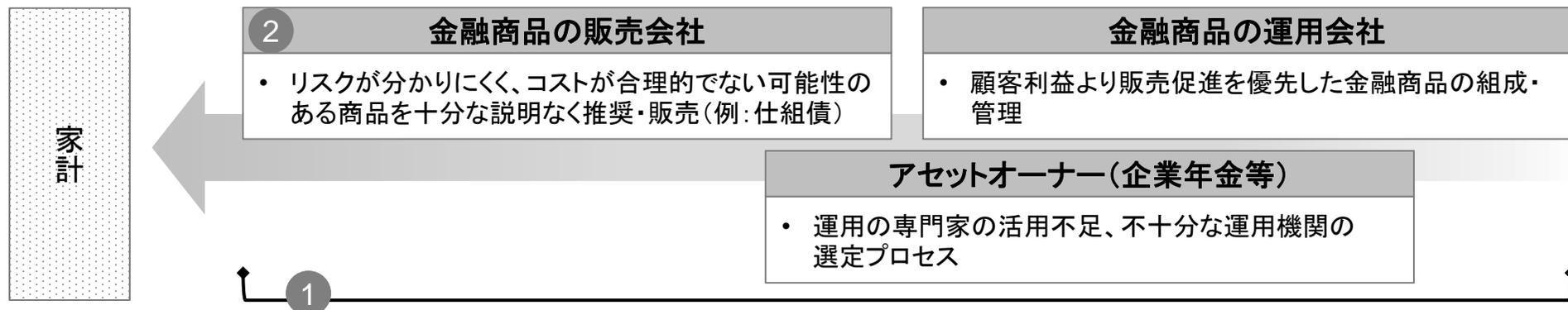
- 非財務情報の開示の充実に向けた取組(注1)と併せて、**企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止**(注2)
(注1) 府令改正によりサステナビリティ情報の開示の充実を図る
(注2) 第1・第3四半期の開示については、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化
- **半期報告書、臨時報告書の公衆縦覧期間(注)を5年間(課徴金の除斥期間と同様)に延長**
(注) 現行の公衆縦覧期間は、半期報告書3年、臨時報告書1年

その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策

- **ソーシャルレンディング(注)等を行う第二種金融商品取引業者**について、投資家に適切な情報提供等が行われなかった事例を踏まえ、**運用報告に関する規定を整備**
(注) インターネットで集めた出資を企業に貸し付ける仕組み
- **不動産特定共同事業契約(注)をトークン(デジタル)化する動き**が見られていることを踏まえ、他の電子記録移転権利と同様、当該トークンに**金融商品取引法のルールを適用**
(注) 出資を募って不動産で運用し、収益を分配する仕組み
- 金融商品取引業者等の**ウェブサイト**において、営業所に掲示する**標識**と同内容の**情報公表を義務付け**
- 虚偽の財務書類の開示を行った企業等に対する課徴金納付命令に係る**審判手続のデジタル化**

顧客本位の業務運営の確保

- 2017年3月、金融事業者が主体的に創意工夫を発揮し、良質な金融商品・サービスを提供することを促すため、プリンシプルベースの「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定（金融事業者の判断で採択）
- この「原則」に基づき、顧客の最善の利益の追求等の取組が進められてきたが、以下の課題が指摘されているほか、「原則」を採択していない、方針等を公表していない金融事業者も多く存在



1 最善の利益を考えた業務運営の確保

- 顧客等の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行すべき**である旨を**金融事業者や企業年金等関係者一般に共通する義務として法定**することで、顧客本位の業務運営の一層の定着・底上げと横断化

対象

金融商品取引業者	銀行	信託銀行	保険会社
資金移動業者	貸金業者	企業年金	...

2 顧客への情報提供の充実

- 金融商品取引業者等が、契約締結前に顧客の知識や経験等に応じて、契約内容の**説明を行う義務を法定**
- 金融商品取引業者等が、デジタルツールを効果的に活用して充実した情報提供を行うことを促すため、書面を原則としていた規定について、顧客のデジタル・リテラシーを踏まえつつ、**書面とデジタルのどちらで情報提供することも可能**とするよう見直し
(注)見直しに際しては、顧客がその必要に応じて書面を求めることができる規定も整備[内閣府令改正事項]

課題

対応

金融商品取引法等の一部を改正する法律案：私的年金制度関係

- 本法案において、金融サービスの提供に関する法律（金融庁所管）を改正し、顧客本位の業務運営確保のための規定の整備が行われるが、私的年金制度との関係は以下の通り。

【概要】：私的年金制度関係者に対しても、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義務が、金融サービスの提供に関する法律（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に改名）において法定化

【義務の適用範囲】：私的年金制度全般（国民年金基金・石炭鉱業年金基金・DB・DC・厚生年金基金）

【義務が適用される主体】：上記制度の実施者（具体的には以下の表のとおり）

制度	国民年金基金	石炭鉱業年金基金	DB	DC	厚生年金基金
主体	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金基金、基金理事、基金が締結する運用契約等の相手方 国民年金基金連合会、連合会理事、連合会が締結する運用契約等の相手方 	<ul style="list-style-type: none"> 石炭鉱業年金基金、基金理事、基金が締結する運用契約等の相手方 	<ul style="list-style-type: none"> 規約型DB：事業主、資産管理運用機関（契約金商業者を含む） 基金型DB：企業年金基金、基金理事、基金運用契約等の相手方 企業年金連合会、連合会理事、連合会が締結する運用契約等の相手方 	<ul style="list-style-type: none"> 企業型DC：事業主、運営管理機関、資産管理機関 個人型DC：国民年金基金連合会、運営管理機関、事務委託先金融機関 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金基金、基金理事、基金が締結する運用契約等の相手方 企業年金連合会、連合会理事、連合会が締結する運用契約等の相手方

【指導監督】：金融サービスの提供に関する法律に基づく指導監督の規定はなく、罰則規定もない。

このため、指導監督は、従来の枠組みに基づき、厚労省が行う（各制度毎の個別法に基づく指導監督）。

【規定整備の意義】：私的年金制度の実施主体に対しては、現行法令等において、加入者等の利益のため忠実に業務を行わなければならない忠実義務等が規定されている。今般規定される義務は、新たな内容というよりは、現行の忠実義務等の規定による対応を定着・底上げするために、主体横断的に法律で明記するもの。

今後、本規定を踏まえつつ、運用機関の選定プロセス等の個別の課題に応じて検討していく。